



執行官採用選考試験について

執行官の業務とは？

執行官の主な業務は**裁判の執行**(裁判で決められた内容を実現すること)です。

《主な業務の一例》

不動産明渡し執行

家の明渡しを命じられた人が明け渡さない場合に、家財道具等を全て運び出し、明渡義務を負う人(債務者)を退去させ、明渡しを受ける権利を有する人(債権者)に引き渡す執行手続です。

動産執行

金銭の支払いを命じられた人(債務者)が支払いをしない場合に、債務者の宝石、貴金属等の動産を差し押さえて売却し、その代金を貸主(債権者)への返済に充てる執行手続です。

※興味がある方は裁判所のホームページまで♪
(過去問等のデータもあります。)

